

標題

現存船における MARPOL 附属書 IV について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0683
発行日 2006年11月20日

各位

ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0494 及び No.TEC-0545 でお知らせいたしましたように、MARPOL 73/78 附属書 IV(船舶からの汚水による汚染の防止のための規則)が 2003 年 9 月 27 日に発効し、2005 年 8 月 1 日に改正されました。同附属書で現存船に分類される建造契約日が 2003 年 9 月 26 日以前の船舶においては、2008 年 9 月 26 日までに条約証書を取得する必要があります。

条約証書の取得につきましては、弊社機関部での図面承認を完了した上で初回検査を実施していただく必要がありますが、現在までに図面承認を完了していない船舶が多数見受けられますので、適用期日までに条約証書を取得できるようご配慮願います。

1. 弊社機関部での図面承認

承認用図面として以下の図面各 3 部をご提出ください。(既に適合鑑定書を所持している船舶の取り扱いにつきましては TEC-0545 をご参照ください。)

- (1) 汚水処理プラント、汚水の粉砕及び消毒装置又は貯留タンクに関する図面、資料及び要目(汚水処理プラント又は汚水の粉砕及び消毒装置の製造者/型式とその容量並びに主管庁の型式承認書の写し、貯留タンクの容量計算書を含む)
- (2) 汚水配管系統図(居住区域及び機関室を含む全ての汚水配管、弁等の配置(標準排出連結具を含む)及びそれらの材質を記したもの)

2. 検査担当支部での初回検査

初回検査は検査担当支部へ「船級及び設備の維持検査並びに証書申込書(様式 2)」の 1-2 の海洋汚染防止設備 ANNEX IV の「初回検査」の欄及び 4 の「汚染防止証書」の発行欄に×印を付した上、お申し込み下さい。お申し込みの際には上記 1. の図面承認が完了する必要があります。

なお、日本籍の現存船についても2008年9月27日から同附属書が適用されますが、「海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律」(海防法)における附属書IVに関連する設備規定が、2008年9月26日まで適用されないことから、現時点においては、現存船に対して海防法に基づいた附属書IVに関する検査及び国土交通省からの「国際汚水汚染防止証書」の発給は行われません。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

弊会では、日本籍の現存船に対し、船主より申し込みがあった場合には従来と同様に附属書IVに関連する設備の検査を鑑定ベースで実施の上、適合証明書を発行致します。詳細につきましてはTEC-0545をご参照ください。また、日本籍の現存船に対するMARPOL附属書IV関連の取り扱いに変更等がありましたら、ClassNK テクニカル・インフォメーションにて随時お知らせいたします。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp